

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター非常勤職員（政策調査員）募集要項

1. 採用内容

- （１）採用予定人数：１名程度
- （２）採用予定日：令和６年４月１日以降

2. 業務内容

内閣サイバーセキュリティセンターにおける、重要インフラ防護に係る基本的枠組となる「重要インフラのサイバーセキュリティ対策に係る行動計画」に基づく諸施策の実施に関する業務（安全基準等策定指針・手引書・ガイダンス等の策定、調査・分析、資料の作成・整理、会議の準備・開催、重要インフラ所管省庁や重要インフラ事業者等との調整及び対外的な説明等）。

また、上記行動計画、安全基準等策定指針等の改定業務。

（重要インフラ第１グループにおける業務）

3. 応募資格

大卒以上の学歴を有すること。重要インフラのネットワーク、システム及びサイバーセキュリティ並びにリスクマネジメントに関する一定の知識を有すること。官民の多様な組織間の調整に必要な折衝能力、一定の事務処理能力及び説明能力を有すること。また、海外機関との調整等に必要な語学力を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予め御了承ください。

- （１）日本国籍を有しない者
- （２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 応募方法

（１）提出書類

- ①志望動機（Ａ４用紙１～２枚程度、記載形式自由）
- ②履歴書１通
 - ・ 書式自由
 - ・ カラー写真（６か月以内に撮影したもの）貼付け
 - ・ 職務履歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載
- ③最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等、写しで可。）１通
- ④英検、TOEFL、TOEIC等、各語学検定を受けている場合は、受験年月日及び結果・得点等が分かるもの（履歴書に記載しても可）

（２）書類提出先及び問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12 内閣サイバーセキュリティセンター 担当：竹澤
電話 03-5253-2111（内線83887）

※ 応募書類の提出の際には、封筒の表に「重要インフラ第1グループにおける業務の非常勤職員応募」と必ず朱書きしてください。

(3) 応募締切

令和6年2月28日（水）必着

※1 応募書類の提出状況に応じ、応募締切前であっても随時選考を行います。

※2 応募締切前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので、御承知置きください。

5. 選考方法

以下の方法で選考を行います。

①1次選考：書類審査

②2次選考：面接

※1 書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うこととなった方には、2次選考の日時・場所を連絡させていただきます。

※2 令和6年3月6日（水）までに、当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますので、御了承ください。

※3 応募書類は返却いたしません（責任をもって廃棄致します）。

6. 勤務条件

(1) 勤務地：東京都千代田区永田町2丁目4-12 内閣府庁舎別館
（組織改編等により勤務地が変更となる場合があります。）

(2) 勤務時間等：週5日 1日5時間45分
（10：00～12：00、13：30～17：15）

(3) 任期：採用日から2年間
※ 勤務状況によっては、任期更新もあり得ます。

(4) 給与等：一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 厚生年金保険の適用対象となります。

雇用保険については、適用の対象となる場合があります。

非常勤職員（政策調査員）は国家公務員共済組合の短期組合員となりますので、短期給付の適用対象となります。（短期給付は、健康保険制度及び介護保険制度に相当するものです。）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員が現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので、予め御了承ください。